

平成30年度第2回

静岡 地域医療構想調整会議

日時：平成30年9月26日(水) 午後7時15分～

場所：静岡市城東保健福祉エリア 保健福祉複合棟

(3階 第1・2研修室)

次 第

○ 議 題

- 1 静岡医療圏における医療提供体制
 - (1) 静岡県における医療施設従事医師数の推移等について
 - (2) 病棟ごとの稼働率等について
 - (3) 療養病床の転換意向等調査結果について
- 2 2025年に向けた具体的な対応方針について (静岡広野病院・静岡瀬名病院)

○ 報 告

- 1 都道府県単位の地域医療構想調整会議について
- 2 地域医療介護総合確保基金について
- 3 病床機能分化促進事業費助成の制度改正について

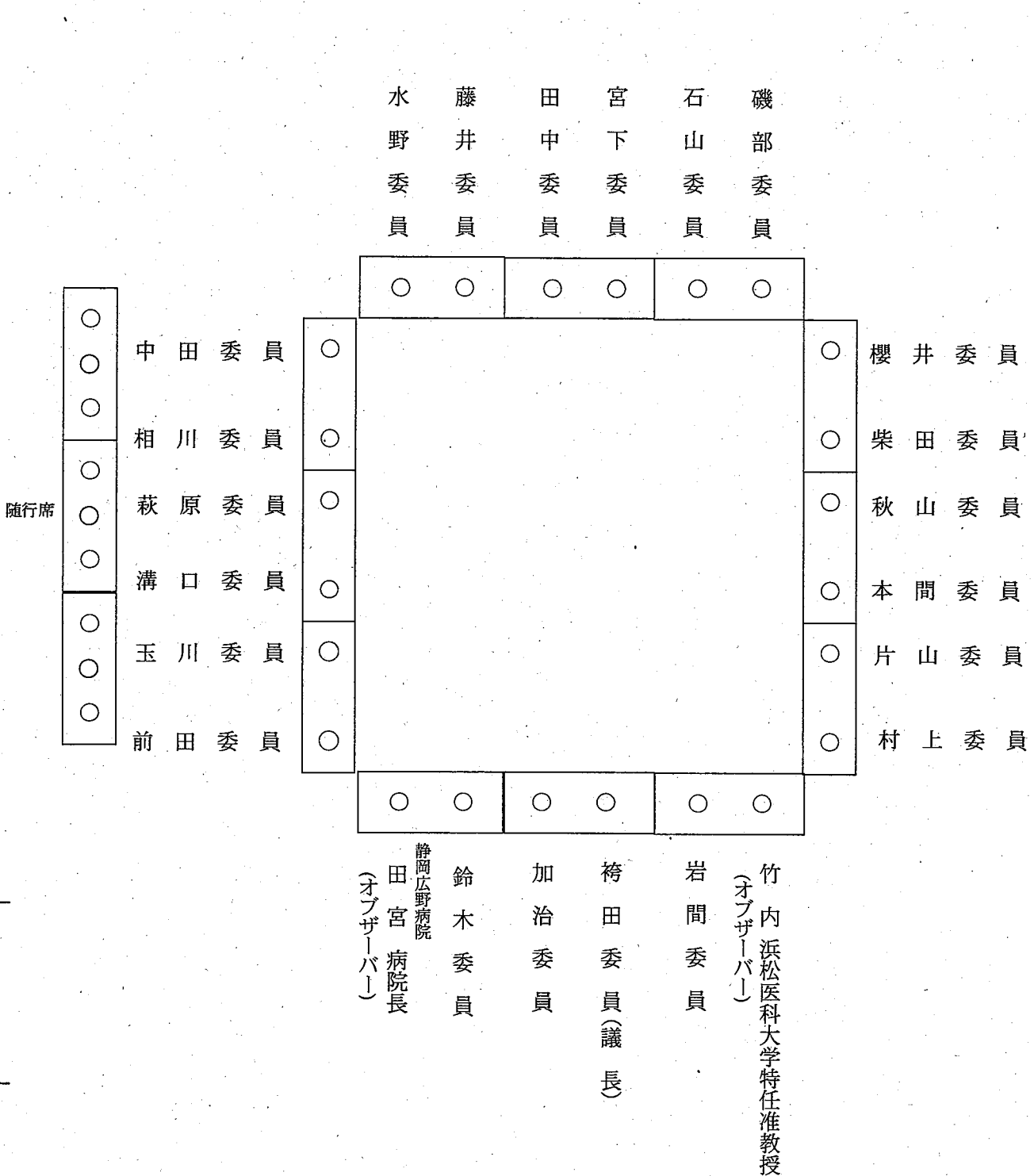
○ その他

【配付資料】

- ・ 次第
- ・ 座席表
- ・ 静岡構想区域調整会議 委員名簿
- ・ 静岡構想区域調整会議 設置要綱
- ・ 資料1：静岡県における医療施設従事医師数の推移等（概要）
- ・ 資料2：病棟ごとの稼働率等について
- ・ 資料3：療養病床の転換意向等調査結果について
- ・ 資料4：2025年に向けた具体的な対応方針について（静岡広野病院・静岡瀬名病院）
- ・ 資料5：都道府県単位の地域医療構想調整会議について（医対協資料）
- ・ 資料6：地域医療介護総合確保基金について
- ・ 資料7：病床機能分化促進事業費助成の制度改正について
- ・ 資料8：循環器疾患対策検討組織の立ち上げについて
- ・ 参考資料1：「地域医療構想調整会議の活性化に向けた方策について」（厚生労働省通知）
- ・ 参考資料2：「定量的基準の導入に向けた検討について」（厚生労働省通知）
- ・ 参考資料3：静岡県地域医療構想静岡構想区域（抜粋）

平成 30 年度 第 2 回 静岡地域医療構想調整会議
座席表 (平成 30 年 9 月 26 日)

(城東保健福祉エリア保健福祉複合棟 3階第1・2研修室)



事務局	事務局	事務局
事務局	事務局	事務局

静岡地域医療構想調整会議委員名簿

(H30.9.26)

No	所属団体名	役職	氏名	
1	静岡市静岡医師会	会長	袴田 光治	
2	静岡市清水医師会	会長	村上 仁	
3	庵原医師会	会長	日野 昌徳	欠席
4	静岡市静岡歯科医師会	会長	片山 貴之	
5	静岡市清水歯科医師会	会長	本間 義章	
6	静岡市薬剤師会	会長	秋山 欣三	
7	清水薬剤師会	会長	柴田 昭	
8	静岡県看護協会(静岡支部)	支部長	櫻井 郁子	
9	静岡赤十字病院	院長	磯部 潔	
10	静岡済生会総合病院	院長	石山 純三	
11	静岡市立静岡病院	院長	宮下 正	
12	静岡県立総合病院	院長	田中 一成	
13	静岡市立清水病院	院長	藤井 浩治	
14	JA静岡厚生連静岡厚生病院	院長	水野 伸一	
15	JA静岡厚生連清水厚生病院	院長	中田 恒	
16	独立行政法人地域医療機能推進機構桜ヶ丘病院	院長	相川 竜一	新任
17	静岡県慢性期医療協会(白萩病院) 静岡県老人保健施設協会(萩の里)	理事長	萩原 秀男	
18	静岡県精神科病院協会(溝口病院)	会長	溝口 明範	
19	静岡県保険者協議会 (全国健康保険協会静岡支部)	企画総務 部長	玉川 茂	
20	静岡県老人福祉施設協議会 (特別養護老人ホーム 蜂ヶ谷園)	施設長	前田 万正	
21	静岡市保健福祉長寿局	保健衛生 医療部長	鈴木 宏和	
22	静岡市保健所	所長	加治 正行	
23	静岡県中部保健所	所長	岩間 真人	

オブザーバー	浜松医科大学	特任准教授	竹内 浩視	
オブザーバー	静岡広野病院 (医療法人社団恒仁会理事)	院長	田宮 健	

静岡地域医療構想調整会議 設置要綱

(設置)

第1条 医療法（昭和23年7月30日法律第205号）第30条の14第1項に定める「協議の場」として静岡地域医療構想調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 調整会議の所掌事務は次のとおりとする。

- (1) 地域の病院・有床診療所が担うべき病床機能に関する協議
- (2) 病床機能報告制度による情報等の共有
- (3) 地域医療構想の推進に向けた取組（地域医療介護総合確保基金事業等）に関する事項
- (4) その他、在宅医療を含む地域包括ケアシステム、地域医療構想の達成の推進に関する協議

(委員)

第3条 調整会議は、静岡県中部保健所長が委嘱する委員をもって構成する。

- 2 調整会議に議長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 3 議長は、調整会議の会務を総理する。
- 4 議長は、あらかじめ副議長を指名することとし、必要に応じて副議長がその職務を代行する。

(任期)

第4条 調整会議の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(招集)

第5条 調整会議は議長が招集する。ただし、設置後最初の調整会議は、静岡県中部保健所長が招集する。

(議事)

第6条 議長は会議を主宰する。

- 2 議長は、必要と認めるときは、関係行政機関の職員その他適当と認める者の出席を求め、その説明又は意見を徴することができる。
- 3 議長は、必要があると認めるときは、特定の事項について、関係のある委員のみで開催することができる。

(庶務)

第7条 調整会議の庶務は、静岡県中部保健所地域医療課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成28年5月25日から施行する。